

三重県共通使用封筒広告掲載要領

平成25年4月25日

(目的)

第1条 この要領は、三重県（以下「県」という。）が通常使用する封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載を適正に行うため、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 第1条に規定する県が通常使用する封筒とは、次のとおりとする。

- (1)通常使用する封筒とは、県が常時公用で使用する封筒であり、長3形、角2形の封筒をいう。
- (2)広告掲載とは、封筒の所定の位置に印刷するものをいう。

(広告の規格等)

第3条 要綱第4条に規定する広告の位置、枠数及び規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1)広告の位置 封筒の所定の位置
- (2)枠数 3枠
- (3)大きさ 縦 5cm・横 10cm
- (4)色 緑単色

(広告の掲載の期間)

第4条 要綱第5条の規定による広告を掲載する期間は、広告を掲載した封筒（以下「広告掲載封筒」という。）の使用開始日から1年間とする。

- 2 県は、前項に定める期間内であっても、広告募集の際に示した広告掲載封筒印刷枚数を使い切った場合は、次の広告募集までは、広告掲載封筒以外の封筒を使用する。
- 3 第1項に定める期間を経過した後、広告掲載封筒が残っている場合でも期間の延長はしない。
- 4 県は、第1項に定める期間を経過した後も、残っている広告掲載封筒を使用することができるものとする。
- 5 使用済みの広告掲載封筒については、第1項に定める期間に関わらず、県庁及び地域機関等の間での連絡用封筒として使用することができるものとする。

(広告の募集方法)

第5条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1)募集方法は、原則として県ホームページにより公募するものとする。
- (2)広告の掲載を希望する者は、三重県共通使用封筒広告掲載申込書兼誓約書（様式第1号）により、県に申し込むものとする。

(広告掲載の決定及び承諾)

第6条 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、募集期間終了後、第12条に規定する、三重県共通使用封筒広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を開催し、要綱第7条の規定により広告掲載を決定する。

2 県は前項の規定により広告掲載を決定したときは、三重県共通使用封筒広告掲載（不掲載）通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

3 前項の規定による広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、県が指定する期限までに、三重県共通使用封筒広告掲載承諾書（様式第3号）を県に提出するものとする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、広告の印刷経費も含めて、1枠、1枚あたり、2円を基本とし、広告募集枚数に乗じたものとする。

2 広告主は、前項の規定による広告の掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

3 県は、第4条に定める期間を経過した後、広告掲載封筒が残っている場合でも、広告の掲載料は返還しない。

4 県の責により広告掲載を取り消した場合を除き、広告の掲載料は返還しない。

5 前項の規定により返還する広告の掲載料には、利子を付さない。

(契約保証金)

第8条 広告主は、広告掲載料の百分の十以上の額を契約保証金として県に納付するものとする。ただし、県が、広告主を三重県会計規則第75条第4項に該当するものとして契約保証金の納付を免除する場合は、この限りではない。

2 県は、広告掲載封筒を使い切った場合又は1年間の広告掲載期間が終了した場合は、契約保証金を広告主に返還しなければならない。ただし、要綱第8条の規定による広告掲載の取消又は要綱第9条の規定による広告掲載の取り下げがあったときは契約保証金は返還しない。

(広告掲載の取消)

第9条 県は、広告掲載期間中に要綱第8条第1項第3号の規定により広告掲載の取消を行った場合は、当該広告が掲載されている部分に修正シールを貼る等により広告を中止するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 要綱第9条の規定による広告掲載の取り下げがあった場合は、当該広告が掲載されている部分に修正シールを貼る等により広告を中止するものとする。

(広告原稿の作成)

第 11 条 広告主は、原稿を県の指定する日までに、県の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 県は、第 1 項の規定により提出された広告原稿の内容が、第 3 条及び要綱第 3 条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(審査会)

第 12 条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、審査会を設ける。

2 審査会は別表のとおり委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ当該広告に関する事務を所掌する課等に意見を求めることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、当該広告に関連する事務を所掌する課等の長を臨時委員に指名することができる。

5 審査会は委員長が召集する。なお、開催方法については、個別に意見照会を行うことで、当該構成員全員の同意が得られる場合は、その他の方法によることができるものとする。

6 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

8 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

9 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

10 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第 13 条 審査会の事務局は、財政課に置く。

(協議)

第 14 条 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 15 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。